

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三七
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三七
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三六
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三六
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三九
 - 沖合たこご漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 三九
 - 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件二件 四〇
 - 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四〇
 - 公 告**
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 四四
 - 浸水想定区域を指定した件 四四
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四四
 - 一般競争入札を行う件二件 四五
 - 落札者を決定した件二件 四五
 - 正 誤**
 - 令和六年三月三十日付け号外第二十五号中 四九

福島県告示第三百十四号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
老人短期入所事業所星風苑	伊達市月舘町御代田字月舘山一番地七	社会福祉法人慈仁会	伊達市月舘町御代田字月舘山一番地七	令和六年四月一日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

（社会福祉課）

福島県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地			事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後	変更後		
宝山堂薬局 おうぎ町店	会津若松市一箕町大字亀賀字村前三六一一	会津若松市扇町三丁目一七七一	有限会社アシスト	会津若松市扇町三丁目一七七一	
在宅看護セン	田村郡三春町	田村郡三春町字	一般社団	田村郡三春町大	

公告第83号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モニターほか計5品目 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和6年9月30日（月）
 - (4) 納入場所 福島県立福島高等学校ほか計70か所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月3日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和6年5月10日（金）から同年6月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年5月17日（金）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年5月17日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年6月21日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Five items including a monitor and other types of devices 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:30 p.m., 21 June 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 June 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第84号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 3,662台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年4月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
236,858,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月27日

(入札用度課)

公告第85号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。